

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号

69

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

市町村長から登記所へ通知している情報を利用し、登録免許税の算定においてオンラインで通知している価格データの活用及び当該通知のオンライン化を促進すること

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

相続登記の申請義務化による登記申請数増加を見据え、地方税法第422条の3に基づき市町村長から登記所へ通知している価格データの活用により、データの提供を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とするとともに、申請者の負担軽減と国・地方自治体の業務効率化の観点から通知のオンライン化を全国的に促進すること

具体的な支障事例

【現在の制度】

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は登録免許税を算定・納付するために市町村(特別区においては都。以下同じ。)が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等の書類を登記所に提出する必要がある。一方、登録免許税の算定に必要な情報は、地方税法第422条の3に基づき、市町村から登記所へ通知することが求められており、通知に当たっては、令和2年1月から自治体と登記所との協議によりオンラインでの受渡しも可能となった。

また、不動産登記法の改正により令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることに伴い、国は「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」(令和5年3月22日)において国民の負担軽減のための環境整備を掲げているが、登記手続自体に対する負担軽減策は示されていない。

【支障事例】

都は所管の登記所と協議の上、登録免許税の算定に必要な価格データをオンラインにより提供しているが、申請者は引き続き証明等の提出を求められているため、行政手続のワンストップ化が実現できない。

都が発行する証明等のうち、登記申請を目的としたものが年間約30万件あり、これは全体の約6割に及ぶ。そのため、窓口・郵送請求対応に膨大な時間と労力を費やしているとともに、申請者にも負担を強いている状況である。

【制度改正の必要性】

今後は相続登記の申請義務化により、登記申請件数とともに証明等の発行件数の増加が見込まれる。確認書類として固定資産課税明細書の利用が促されてはいるが、相続登記に係る負担軽減策の整備が急務であることから、全ての自治体の通知のオンライン化を待つことなく、データの通知を受けている登記所から順次、評価証明等の提出を不要とすることを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村長から登記所への通知のオンラインでの実施状況を登記件数ベースで試算すると年間約400万件(約50%)となるため、書類添付が不要となることによって、自治体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、相続登記等の手続自体に対する負

担を大きく軽減させることが期待できる。

さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的に通知のオンライン化が加速することが期待される。

根拠法令等

登録免許税法第 10 条、第 25 条、第 26 条、附則第 7 条、登録免許税法施行令附則 3、不動産登記規則第 189 条、第 190 条、地方税法第 422 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

大田原市、前橋市、高崎市、相模原市、松本市、浜松市、名古屋市、豊橋市、豊田市、小牧市、城陽市、大阪市、今治市、熊本市、沖縄県

○当市においても、登録免許税の算定に必要な価格データを法務局へ提供しているが（オンラインではない）、申請者は証明書の提出を求められているため、行政手続きのワンストップ化に繋がっておらず、申請者に負担を強いている状況である。

また、登記のための証明書の取得数は多く、職員が窓口・郵送請求対応に時間と労力を費やしている。相続登記を進めるためにも、証明書の添付を不要とするなど、手続きの簡素化を求める。

各府省からの第 1 次回答

現在、電子データで提供を受けている評価額情報は、登記情報との十分な紐付けができないことから、評価証明書等の添付省略は困難である。

全国の市町村と法務局との間で評価額通知のオンライン化に向けた動きとして、「税務システム標準仕様書」において、地方税法第 422 条の 3 の通知のオンライン化に対応するための機能が要件化されており、今後、当該通知のオンライン化が促進されるものと考えており、この状況を踏まえて、評価証明書の提出の在り方について検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和 6 年 4 月 1 日に施行される相続登記の申請義務化は、国民にとって新たに負担を課すもので、申請を怠った場合には過料が科される可能性がある。そのため、国民の負担軽減の実現に向けて手続き自体の省略化が必要である。

また、「登記情報との十分な紐付けができない」とのことだが、紙の評価証明はもともと紐づけされていないものであり、オンライン化実施済みの地方自治体は今後も活用できない電子データを登記所に提供し、窓口で証明書を発行し続けることになる。税務システム標準化の中で必要な機能要件等が明確になっているのであれば、早急に登記情報との紐付けに必要なデータ項目・要件等をお示しいただき、態勢の整った地方自治体から順次、申請者の書類添付が不要となるよう見直しを行っていただきたい。

また、税務システムの標準化については、通知をオンライン化し、バックオフィス連携によりデータが活用される必要がある。令和 7 年度に標準化が完了する見込みであり、遅くとも令和 8 年度には価格データの活用により申請者の手続き自体の省略化及び国・地方の業務効率化が実現できるよう、全国のオンライン化の実施状況に関わらず、直ちに必要な見直しの検討を進めていただきたい。

そもそも、登記申請にあたり、申請書への評価証明等の添付については定めがないと認識している。東京都では特別区の存する区域における評価証明を発行しているが、登記申請を目的としたものが年間 30 万件に及び、全国的にも申請者及び地方自治体に負担を課しているという実態も認識していただき、早急に対応をしていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小牧市】

回答では、『登記情報と十分な紐付けができていない』としているが、土地・家屋の固定資産については、法務局における登録登記に基づき、市町村でも課税に伴う管理をしている状況であり、昨今のマイナンバーの活用方針に従い、まず国において登記事項でマイナンバー連携を追加設定し、しかる後に市町村への税通に活用することで紐付けはある程度可能と考える。又は相続税法第 58 条にかかる連携においてもマイナンバーを活用する

予定であることから、死亡による所有者の登記事項情報が早期に連携することで、様々な懸案事案の解決が期待される。しかしながら、マイナンバーは日本国籍のある個人について附番されるもので、法人やマイナンバーを保有していない外国人など紐付けすることは困難であることも事実であり、今後この対応も併せて必要であると考え。

また、『評価証明書の提出の在り方について検討したい』とあるが、現状において、既に評価証明書を廃止している市町村も散見され、また、法務局においても固定資産課税明細書の添付で良いと周知しており、評価通知書の提出を必要としていない。しかし、実務的には、登録免許税額を申請者自らが算定し、その額の収入印紙を事前に購入のうえ、登記申請書へ添付する必要があることから、まずはこの事務手順を見直し、オンライン化で得られる評価額を法務局支局窓口で事前に把握・活用し、登録免許税額の提示及び収入印紙の購入及び添付の取り扱いについて、更なる利用者の負担軽減をお願いしたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

住民サービスの向上のため、国・都道府県・市町村・民間事業者・NPO 又は公益法人等、関係者同士の緊密な情報共有などを通じて、実務レベルでの連携をより一層強化することが重要である。

国と地方の関係に留まらず、都道府県と市町村の関係や、遠隔の場合も含め、各都道府県間や各市町村間といった地方相互間の関係や民間等の多様かつ柔軟な協働、連携を通じて、あらゆるリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第2次回答

現状、市町村で管理している物件情報(所在や地番/家屋番号)と登記情報システムで管理している物件情報とが表記ゆれ等により一致しておらず、評価額情報と登記情報との十分なシステム上の紐付けができない状態にあるため、市町村からの通知に基づき、自動で登録免許税の算定を行うことができない。登録免許税の算定に当たっては、申請者が登録免許税を計算する際に取得しているであろう評価額証明書等の提出を受けて、評価額情報の対象不動産と登記情報の対象不動産との同一性を確認する必要がある。

他方で、「税務システム標準仕様書(2.0版)」においては、評価額決定通知書を CSV 形式で出力することが機能要件として定められており、これにより、評価額情報を登記情報システムに取り込むこと自体は可能となる。もっとも、それだけでは、個々の不動産の登記情報と評価額情報との十分なシステム上の紐付けは上記のとおりできないことから、現在、評価額証明書等の提出を不要とすることができるよう、両者を紐付ける方法について検討しているところである。